

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、土地改良事業の工事の完了について次のとおり届出があった。

平成27年6月16日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良事業を行なった者の名称	土地改良事業の種類	地区名	工事完了年月日
豊稔池土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	大鞆2号地区	平成26年11月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	辻地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	下林地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	四軒屋地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	萩原幹線地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	残水地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	萩原幹線地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	八兵地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (農道改修事業)	醍醐坊1地区	平成27年2月28日
〃	単独県費補助土地改良事業 (揚水施設改修事業)	醍醐坊2地区	平成26年11月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	中姫地区	平成27年3月20日
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業)	宮の下地区	平成26年11月20日